

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)が始まります



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、65歳以上すべての人を対象に、介護保険制度の地域支援事業として実施するものです。
市では、平成29年1月から「総合事業」を開始します。今回は、その「総合事業」の仕組みについてお知らせします。

総合事業開始の背景

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）にかけて、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、高齢者の生活支援ニーズは多様化していくことが予想されます。

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、介護保険や行政サービスに加え、地域の助け合いやボランティアによる支援など、地域全体で高齢者を支えることが必要です。また、高齢者自身も、社会的役割、生きがいを持つなど、介護予防に努めることが大切です。

総合事業とは

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されます。総合事業が始まると、これまでよりもサービスの選択肢が増え、一人ひとりの生活や状況に合わせたサービスを利用することができるようになります。

介護予防・生活支援サービス事業

【対象】

要支援1・2の認定を受けた方や生活機能チェックリストにより生活機能の低下が見られた方

【サービス内容】

- ◆訪問型サービス
 - 現行相当サービス（身体介護や生活援助など）
 - 基準緩和サービス（生活援助など）
 - 短期予防サービス（3ヶ月間の短期集中プログラム）
- ◆通所型サービス
 - 現行相当サービス（健康チェック・日常動作訓練など）
 - 基準緩和サービス（レクリエーションなど）
 - 短期予防サービス（3ヶ月間の短期集中プログラム）

一般介護予防事業

【対象】

65歳以上のすべての方

利用方法

65歳以上の方で、生活の中で困ったことがあった場合は、長寿健康課や地域包括支援センターなどに「ご相談ください」。

介護予防ケアマネジメントなどで、心身や日常生活の状況を確認し、相談された方に合ったサービスの提供や介護予防教室の紹介をさせていただきます。

現在、要支援認定を受けている方へ

これまでご利用されているホームヘルプやデイサービスはそのまま継続してご利用いただけます。担当の地域包括支援センター職員またはケアマネジャーが認定更新の際に詳しく説明します。



【事業の一例】

◆地域ふれあいサロン
介護予防に関する情報の提供や健康体操、レクリエーションなどを行います。

◆元気づくり教室

ひざ痛や腰痛予防の運動指導、お口の健康や栄養に関する指導を受けます。

◆脳と体のいきいき教室

認知症に関する基礎知識と予防の話、健康運動指導士とともに運動を行います。

男のための 元気づくり道場

高齢期に向けての元気づくり全般の講話や、男性に多い生活習慣病の予防や筋力アップの教室です。

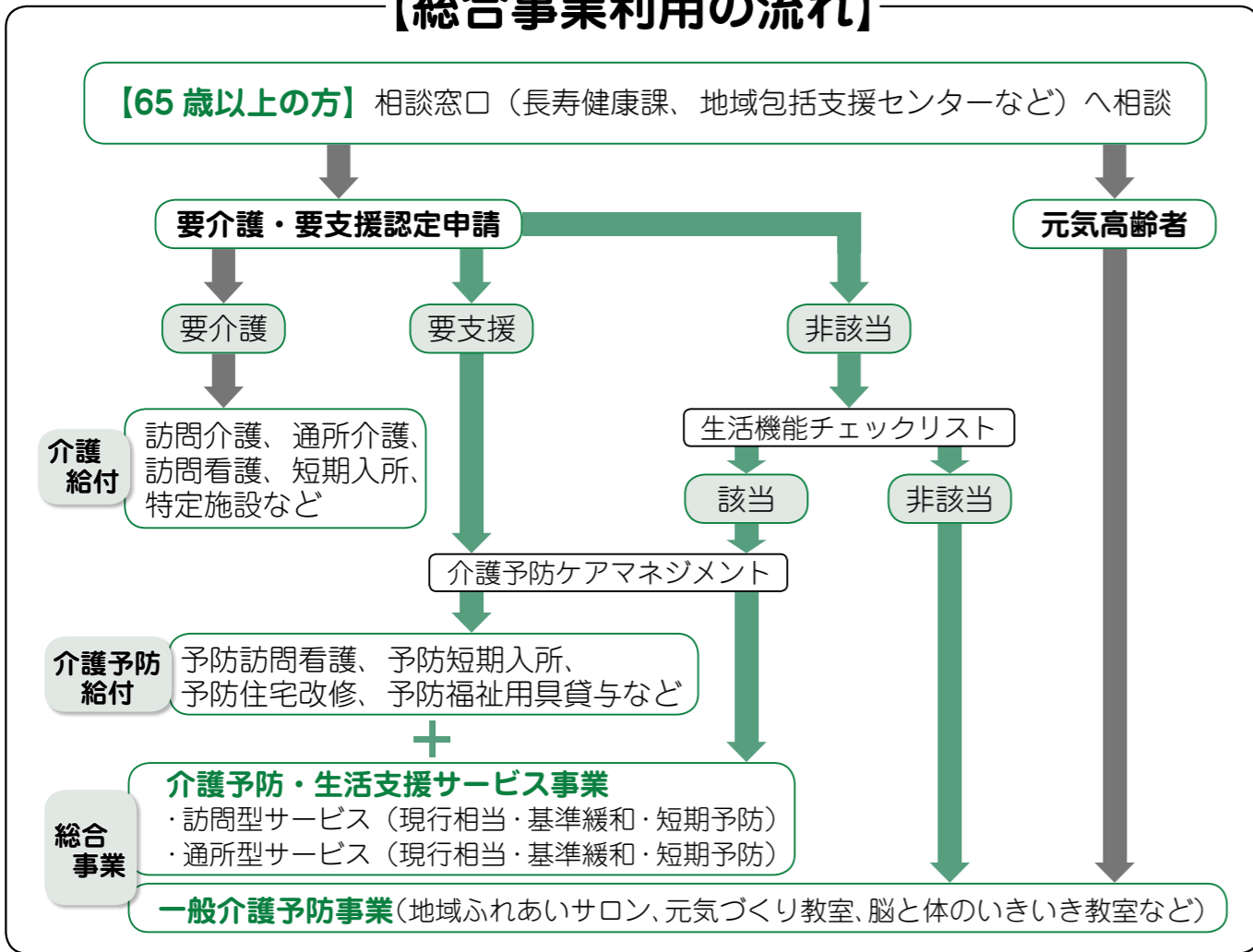
来年1月から
始まります！



利用の流れは左ページの表をご覧ください。



【総合事業利用の流れ】



問合せ・相談先

【介護予防・生活支援サービス事業関係】

- ・粟野地区以外の方 地域包括支援センター「あいあい」 ☎ 22 - 7272
- ・粟野地区の方 地域包括支援センター「なごみ」 ☎ 21 - 7530

【一般介護予防事業関係】 地域包括支援センター「長寿」 ☎ 22 - 8181

【総合事業の制度に関すること】 長寿健康課 ☎ 22 - 8180